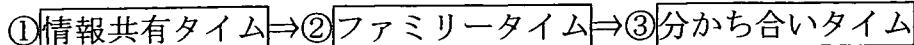


○流れはおおよそ次の通りである。



### 備考

#### ※情報共有タイムの考え方

情報交換をし、共通の理解・認識を持つことが理想であるが、まずは場の雰囲気に馴染むことが第一目標。当事者が場に安全感を感じられるかどうかが、この後の流れを大きく左右する。「つかみはO.K.」かどうかが成否の鍵。この時間に最も力を注ぐことになる。

#### ※ファミリータイムの考え方

テーマは進行役が提示する。決定権を当事者に委ねること、および委ねる範囲は状況に応じて判断する。FGC-Modificationの目標の一つは当事者のエンパワーであるので、仮に決定権を委ねてもその決定を支援者側が拒まねばならない事態に至るとしたら、それは得策ではない、という立場をとる。したがって、状況によっては何ら決定権は委ねない形でのテーマ設定もあり得る。

#### ※分かち合いタイムの考え方

意向の表明等、提示したテーマに対して当事者から発信されたものを受けとめ、共有する。発信された内容（またはそれが難しければ「発信してくれたこと」）をもってエンパワーする。

結果的にそこに至ることははあるにしても、はじめから「合意形成」や「契約」を目的とはしない。

## 2. 事例概要

### (1) 事例選択の意図：「決して対立しているわけではないのだけれど」

本事例は、施設措置中で家庭復帰を模索中のものである。

児童相談所における家族再統合支援において、常に問題となるのは、「当事者と児童相談所の極度の対立構造」であるが、それに劣らず困難を伴うのが、再統合に向けた「保護者の意識・意欲の欠如」である。

介入の急性期における対立構造を、その後の展開の中で仮に脱することができたとしても、だからと言って十分な準備もないまま再統合を急に進めたくない児童相談所にとって、その流れに合わせて当事者の意識・意欲を持続させることは容易ではない。多くの「ネグレクト」ケースをはじめとして、むしろ「対立」する程の意欲が前面に出されているときの方が糸口を見出しあかつた、などという皮肉な事態を招くことも少なくない。

そこで家族再統合支援を有効に展開する上で苦慮することの多い、「保護者の意識・意欲の欠如」への対処法のひとつとして、FGC-Modificationの適用を

試みたものである。

本事例は、長期にわたり施設入所措置が継続しており、この間幾度となく「家庭復帰」の機会が探られてきたものである。保護者と児童相談所は表立って対立することはないが、逆に関係性の進展もなかなか実感できず、遅々として受け入れ準備が進まないところに困難を感じているものである。

## (2) 事例概要 「保護者を責めるのは簡単かもしれないが」

### ① 概要 中1男児

父子家庭〔実父、長兄、次兄、本児〕  
(図1. 参照)  
養護（虐待：ネグレクト）  
発生時4歳（幼稚園年少）、以降現在に至るまで児童養護施設措置継続中。

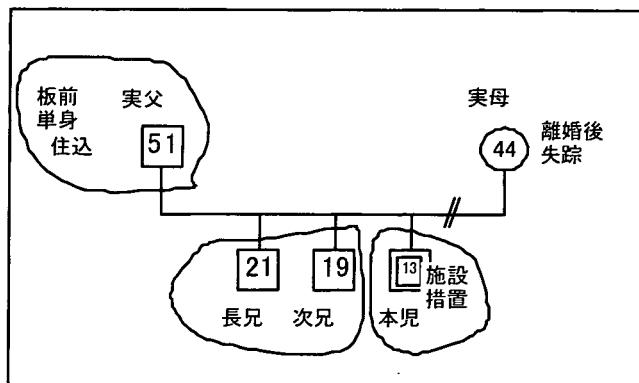


図1.家系図

- ① 発生 実母は離婚後失踪し、多額の借金返済に追われた実父が、夜間本児ら兄弟を放置して出勤（板前）。兄が深夜コンビニエンスストア付近を徘徊していて警察に保護されたことから状況が発覚、身柄付通告に。
- ② 実父 子どもたちの施設入所後、実父は料理屋に住み込み就労し借金返済に専念。当初より返済が進めば職場近くにアパートを借り、「引き取る」との意向あり。  
毎年のように「年度末には何とか引き取る」と繰り返し、最終的には本児の小学校卒業時に、と宣言をするも、結局実現せず。依存的で自己決定力弱く、実母との離婚後も次々と女性関係に流されてしまい、新たな借金を重ねていた事実も確認される。
- ④ 本児 小学校の間は、「良い子」にしていれば失踪した母が帰ってくる、父が迎えに来てくれる信じていた（過剰適応）。

長兄・次兄は中卒後自立したため、本児のみ施設に取り残される（小4時以降）。中学入学後生活が乱れ、暴力行為・無断外出等を重ね、中1の1学期途中から不登校。家族を求める想いは強く、父が苦労しているならなおさら早く家に帰り、家族での生活のために自分も働きたい、と思っている。

家庭引取りの進展が見られることへの苛立ちは、父親に向ける

ことはせず、児童相談所と施設が反対している（もしくは消極的な）ためであると整理している。

### 3. 本事例の課題とFGCへの期待

FGC実施前の課題、およびFGC実施により期待する効果は、次のとおりである。

#### (1) 本児に関して

①課題 **自尊心の低下・無力感からの開放**



**FGCへの期待**大人の都合に左右され、ただ待たされるだけの蚊帳の外から、蚊帳の内へ入ること。

②課題 **孤立感（家族から／支援者から）の解消**



**FGCへの期待**これまで「参加感」が得られなかつたために、自分にとって最大の理解者となるべき家族や施設職員・児童相談所職員との間で深まってしまっていた溝を埋めること。

③課題 **「タブー」へのアプローチ**



**FGCへの期待**繰り返し期待を裏切られてきた結果、本児にとってはもはや「口にする」ことすらタブーと化してしまった感のある「家庭復帰」を、再度現実的な検討のテーブルに乗せること。

#### (2) 保護者

①課題 **生活を変化させる意欲の乏しさへの対応**



**FGCへの期待**家庭復帰の実現に向けた取り組みへの直面化と、それを推進するための父親のエンパワーメント。

②課題 **思春期の息子と向き合う不安への対応**



**FGCへの期待**後ろめたさも手伝い、息子との接触に後ろ向きになりがちな父親が、支援者と共有する守られた空間の中で父親役割を果たして行くことにより、自信をつけること。

### (3) 施設

①課題 見通しの無さに対する不安の解消



FGCへの期待 生活場面で本児と対峙し、本児の心情を十分理解した上でそれに寄り添いたいとの思いとはうらはらに、一向に実現の見通しが立たない中で、日夜行動化を始めている本児へ制限を加えざるを得ないという、苦しい立場に置かれている現状に新たな見通しを得ること。

②課題 子どもへの支援関係の再構築



FGCへの期待 家庭引取りを阻んでいるなどという誤解を解き、支援者としての立場を明確に打ち出すこと。

### (4) 児童相談所

①課題 情報の錯綜／関係者間の猜疑心の解消



FGCへの期待 当事者を中心として全ての関係者で目標を共有し、無用な誤解や不安を取り去ること。

②課題 担当者変更に伴う保護者との関係新構築



FGCへの期待 新たな関係を築くきっかけとし、安定した協働関係に持ち込むこと。

③課題 「タブー」へのアプローチ



FGCへの期待 緊張の高まる革新的課題に一気に接近し、関係者で共有すること。

## 4. 実施状況

実 施： 2回（第1回目と第2回目の間隔は3ヶ月）

参 加 者： 本児（第2ステージ以降）、実父

施設職員（担当者、主任、心理職員）

児童相談所職員（担当児童福祉司、親子支援チーム2名）

会 場： 本児が入所している児童養護施設の一室

流れは以下のとおりである。

第1回目 第1ステージ (90分)	①(仮) 情報共有タイム	a プレ情報共有タイム
		b 擬似ファミリータイム
		c プレ分かち合いタイム
第2ステージ (60分)	①情報共有タイム ②(仮) ファミリータイム ③(仮) 分かち合いタイム	
第2回目 第3ステージ (120分)	①情報共有タイム ②ファミリータイム ③分かち合いタイム	

## 内容

### 第1回目

#### 第1ステージ：保護者－支援者との協働関係の演出

不安定な生活を続けており、支援者への猜疑心を露わにしている本児をカンファレンスのテーブルに招き、建設的な話し合いを行う為には、父親によるリードが不可欠だと判断。しかし、父親自身が後ろめたさもあって抵抗感を抱いているため、まず父親へのエンパワーメントのステージを演出することとする。

##### ①(仮) 情報共有タイム

情報交換をしながら、カンファレンスの場や構造に慣れてもらう。

###### a プレ情報共有タイム (50分)

自己紹介を皮切りに、現状について情報交換。父親が参加してくれたこと、状況報告をしてくれたことに感謝の意を伝える。

###### b 擬似ファミリータイム (10分)

ファミリータイムへの発展をイメージし、場の構造に慣れるために『擬似』ファミリータイムを設定、「今後の目標設定」をテーマに据える。ただし、当事者は父親のみであるため、「父親チーム」として担当児童福祉司と親子支援チームの1名が参加。父親をエンパワーしつつ意向を整理し、併せて父親－児童相談所の関係を深めることを目指す。施設職員は退席し、別室にて同テーマで話し合いを実施。

###### c プレ分かち合いタイム (30分)

話し合いの結果を分かち合う。父親が「一日も早く息子と暮らせるようになつたらいい」といった発言をとらえ、他の参加者全員で支持。それぞれの立場から父親を支援することを表明。

父親の現状・意向をある程度確認し、父親が和んできたところで第2ステージに突入。

## 第2ステージ：本児を交えたファミリータイムの演出

### ①情報共有タイム（40分）

抵抗感を示しながらも本児の参加が得られたので、第1ステージで話し合われた内容を本児に報告。本児と父親を支援して行きたいという施設と児童相談所の立場を改めて説明。本児は黙って聞いている。

### ②（仮）ファミリータイム（5分）

本児と父親を残し、退席。再度本児との間で「今後どうなったらしいか」をテーマに話し合いをしてもらう。施設職員・児童相談所職員もそれぞれ別室で同テーマで話し合いを実施。本児にとっては話し合いに参加できるだけの準備がまだ十分に整っていなかつたため、あくまで形式的な設定となった。

### ③（仮）分かち合いタイム（15分）

話し合い結果の分かち合い。本児はテーブルに顔を伏せ動かない（泣いている様子）。それをしばらく見ていた父親が、「これ（息子）は泣いているので、私が言います」と口を開き、「これも、私も、早く一緒に暮らしたいという気持ちでした」と発言。施設も児童相談所も「そうなったら一番いいと思う」「応援して行きたい」と支持。その後、それぞれの立場で具体的に何から取り組むか、「次の一手」を確認。

## 第2回目

## 第3ステージ：父子を中心としたカンファレンスの演出

### ①情報共有タイム（45分）

本児は拒否せず、はじめから参加。この間の状況を報告し合う。本児の変化を施設担当者が肯定的に評価し、皆で賞賛する。父親の報告は児童相談所がサポートし、前回から進展があることを全体で確認。

### ②ファミリータイム（15分）

「この間の変化で、何が良かったか。何を大事にして行きたいか」をテーマに実施。

### ③分かち合いタイム（30分）

当事者チームからは電話・面会・外泊等「交流が増えた」ことが「よかったです。大事にして行きたい」と。更に父親より、次回は本児の兄らにも話し合いへの参加を呼び掛け、協力を得たい、との発言あり。支援者側はその都度発言された内容を支持。一方で、次回の話し合いの時期を早めるかどうかに對して、すぐにでも家庭復帰したい、と言っていた本児が、「準備は急にはできないだろうから、予定通り3ヵ月後でよい」と選択。

## 5. 実施結果および評価

### (1) 本児に関して

①課題自尊心の低下・無力感からの開放



結果十分には確認できないものの、種は撒かれたか？

第2回目（第3ステージ）には最初から参加でき、話し合いにも加われている。

第1回目と第2回目の間に保健室登校を開始した。

②課題孤立感（家族から／支援者から）の解消



結果施設内でトラブルが生じたときに父親に電話を入れて相談するなど、本児から父親へのアプローチが増えた。

拒んでいた児童相談所職員との面接に臨めるようになった。

③課題「タブー」へのアプローチ



結果これまで触れたくても触れられずにきた核心テーマをいきなり白日の下に曝されたことへの戸惑い（第1回目）。

期待通りに進まない現実への直面化（第2回目）。

### (2) 保護者

①課題生活を変化させる意欲の乏しさへの対応



結果子どもを含めた関係者の場で、「家庭復帰」を目指すことを改めて表明（第1回目）。父親には辛いカンファレンスになったかと思われたが、第2回目も欠席せず。家庭訪問も受け入れるなど、前向きな姿勢が見られる。

②課題思春期の息子と向き合う不安への対応



結果支援者獲得による安堵感あり、子どもからのTELを喜びつつ、対応に不安が生じると児童相談所に相談の連絡をしてくるようになる。

### (3) 施設

①課題見通しの無さに対する不安の解消



結果方向性を改めて確認したことにより、一定の安心感の獲得にはつながつ

た。一方で、これまでの父親の姿勢から不信感は根強く、今後の成り行きを見守っている状況。

②課題 子どもへの支援関係の再構築



結果 本児および家族の行く手を阻もうとしているわけではなく、共通の目標に向けた支援的立場に立脚していることを再アピールできた。

#### (4) 児童相談所

①課題 情報の錯綜／関係者間の猜疑心の解消



結果 全関係者で情報・目標を共有し、話し合いと同じ土俵の上で行うと共に、今後の展開につなげる仕切りができた。

②課題 担当者変更に伴う保護者との関係新構築



結果 新担当者との関係がにわかに接近し、相談関係が芽生えた。

③課題 「タブー」へのアプローチ



結果 課題を支援者側だけで抱えるのではなく、当事者も含めてオープンに取り扱うことができる様になった。

## 6. 評価

### (1) 当事者参画の場としての評価

- ・当事者と支援者の対等性が演出できたこと。

当事者の意見や意向は、これまでも必須のものとして確認の場がもたれてきた。しかし、ケースをコーディネート・コントロールをしながら、かつ支援者としての役割を果たすことは、容易ではない。だからと言って、対立しているなら別に支援者を立てればいいと機械的に考えることについては、親子支援チームの実践を通して振り返ると疑問を持たざるを得ない。

児童相談所の保護者支援の場合、その目指すところは「親の間違いを正すこと」に先んじて「親としてのより良い成長をはかること（成熟性）」に重心をおく必要があることが少なくない。ここで価値観の中心に位置づけられる「人間としての成長」は、人間同士の付き合いを通して初めて培われるものであり、その点において子どもの成長も大人の成長も基本的には違いがない。

い。したがって、対立したから担当者を替えるという発想に疑問を感じるのは、子どもが親と対立しているのなら親を替えればよい、と言う論理が乱暴であるのと同じ理由に基づく。

しかし、通常の二者構造という出会い方に規定されてしまった児童相談所と当事者の「支配一被支配」構造を「支援一被支援」構造に転換するのには、良いきっかけか、粘り強い努力を必要とすることが多い。ここでFGCが提供する三者構造が、転換に向けたよい起爆剤となる可能性が、今回の事例で認められたことは、今後の支援のツールのひとつとして活用価値のあるものであることを、示すものであると考えられる。FGCが提供する三者構造による対等性の演出は、当事者の意欲の芽生え・回復に十分に寄与する可能性があると考えてよいのではないかと思われる。

## (2) ファミリータイムを設定したことについての評価

### ・当事者中心性の演出ができたこと。

「指示されたこと・許可されたこと」と「自ら発信したことを認められたこと」との違いが、取り組み意欲に差を生むことは容易に想像できる。本取り組みで当事者中心性が演出できたことは、その後に当事者が見せている意欲の高まりや、現実認識の深まりなどに大きく影響を及ぼしていると思われる。

しかし現場でまず悩むのは、現実的に折り合いがつけられる程度に、どう程よく「発信して」もらうか、という点である。FGC-Modificationで『情報共有タイム』に労力を払うのは、それに備えてその日の当事者の様子をよく知っておくためであり、一方で当事者にも場の流れに身を委ねることに慣れてもらうためである。

その意味では、進行役が強力な支配力をもって場を掌っているとも言え、そうである以上進行役の中立性はあくまで『便宜的』なのであり、また当事者中心性も、現状では文字通り支援者による『演出』の範囲にとどまるもの、と考えるべきであろう。

## 7. 課題

### ・受容的な場が持つ操作性が、当事者の意思表示を強要しないか。

当事者中心性を掲げる受容的な場は、一見当事者本位であるように見えるが、逆に強力な操作性を発揮してしまう場合もあるのではないか、ということが懸念される。十分な準備や心構えができていないのに、『がんばります』と発言せざるを得ない状況に当事者が追い込まれてしまうとしたら、それは本来の解決には結びつかないのであり、より配慮が必要である。

- ・当事者参画を強調した手法に不慣れな当事者・関係者へ、十分な配慮が必要ではないか。

当事者参画は、仮にその理念についての理解が進んだとしても、当事者のみならず我々関係者もまだ不慣れであり、実施段階で不安を覚えることが少なくない。FGC-Modification導入の意図・目的等は事前に十分に確認しておく必要があり、参加者のちょっとした不安や懸念が尾を引くと、情報共有タイムからファミリータイムへの移行が難しくなることが感じられた。

- ・ファミリータイム有効化のため、ファミリーへのより強力なエンパワーが必要ではないか。

FGC-Modificationのメインステージは「ファミリータイム」であるが、当事者がここで有効な話し合いを行い、「分かち合いタイム」で表出を行う為には、余程のエネルギーを要することが推察された。逆に考えると、それ程のエネルギーを最初から有していれば、すでに何らか別の展開に結びついでいることも十分予想できるということでもある。したがって、「ファミリータイム」を有効化するためには、ファミリーへの強力なエンパワーが常時必要となる。

当所においては、親子支援チーム2名のうち、1名が進行役を、他の1名が場のエンパワー役割を担いつつ試行しているが、どのような形態がより効果的であるのか、ケースに応じて今後実践の中で検証していきたい。

## 8. まとめ

当初、我々がFGCの導入に躊躇したのは、ある程度パワー行使して対峙せざるを得ない虐待ケース対応において、そのパワーを当事者に委ねてしまつてよいものか、それで児童相談所が求められている役割を果たせるのか、という疑念に基づくものであった。

そこで導入対象に選んだのは、対立ケースではなく、今回報告した施設入所が長期にわたっている、いわば再統合に向けた保護者の「意欲欠乏」ケースである。そしてこの手法が、コミュニケーションパターンの循環を変える起爆剤になると共に、目的の達成に向けて、当事者の自尊心の回復とエンパワーに有效地機能するのではないかと実感できる変化が、少しずつ見られるようになった。

しかし、ここにおいて再度確認しておく必要があると思われるは、当事者にパワーを委ねているように見えながら、『便宜的中立性』を演ずる進行役が、実際には強大なパワーで場を支配している実情である。そこが今回の報告にお

いて『演出』と定義している所以であり、“-Modification”としての限界でもある。

これが今後、あるべき姿に向かうのか、修正型としての完成に向かうのかは、ある意味で実践を通しての成り行きに任せるしかない。いずれにしても、進むべき道を選ぶにあたり、『有効性』が第一基準になることにはかわりがない。

もう一方で、仮に進行役が強大なパワーを発揮するのであれば、対立ケースへの適応も視野に入れることができるのであるのか、という議論も生じる余地が出てくる。このことについては、現段階で検討に値する実践はまだ行っていないが、今後念頭に置いて行きたいと考えている。

## おわりに

5つの事例を通じて、当事者参画型の家族支援について検討した。

神奈川県児童相談所での当事者参画型の実践は親子支援チームという家族支援に特化した専従チームが設置されたことに伴い、新たなチームアプローチが模索され、その中の試行錯誤からたどりついた実践モデルである。本来のFGCでは子どもの生活の場を決定するなどの重大な岐路に立たされた局面で家族の自己決定（ファミリーディシジョン）を進めることがもっともFGCらしいとの印象があるが、私たちの取り組みは今のところ、そのような大きな決定をゆだねることはできない。大きな決定以前のほんの小さな、一つひとつの自己決定を家族に慎重に委ねているだけである。それでも、そのことを取り組むまでにはずいぶんと勇気と時間がかかったように思う。

実践を進める中で気づくのは、対立や相談動機が乏しいなど様々な経過を経たとしても、「当事者参画」「小さな自己決定」を委ねることができるまでに事例が展開するとこれまでと異なる何がしかの変化を体験することである。それは、親と児童相談所の関係の変化であったり、子どもや保護者のおもわぬ一言から築かされる潜在的な力であったり、子を思う親の気持ちであったり、今ここにいるメンバーのつながりだったりする。そして、新たな関係の構築が家族の新しい物語の始まりを予感させたりする。そのことは、ここに報告している事例の中からも読み取ることができる。

もっとも、児童相談所の本来の相談は当事者が参画することも、家族が自分たちのことを自分たちで決めていくのも特別なことではなかった。しかし、ことさら虐待問題が社会問題として登場してから、当事者の問題や、欠点、病理に目がいくことが増え、私たちの中に主役は家族、当事者であることの本来の視点が薄くなってきた点は否めないのでないだろうか。

FGCはこのことに一つの明確な意見を述べている。

神奈川県児童相談所（親子支援チーム）は必ずしもFGCの実践をモデルとして取り組んできたわけではないが、積み重ねてきた「当事者参画」の実践と照らしても学ぶべきことは少なくない。今後は児童相談所の現実を踏まえた家族支援に活かせる実践モデルとして「私たちのFGC」を構築したい。

執筆分担	事例1 佐久間てる美 事例2 荒木田敬一 事例3 佐々木智子 事例4 長谷川 愉 事例5 妹尾洋之	相模原児童相談所 中央児童相談所 中央児童相談所 中央児童相談所 厚木児童相談所	親子支援チーム 親子支援チーム 虐待対策支援課 虐待対策支援課 親子支援チーム
	「児童相談所が行う家族支援の諸段階」ほか 鈴木浩之	中央児童相談所	虐待対策支援課

## 参考文献

(※ 2004以降に神奈川県児童相談所が家族再統合に関わる実践を発表したもの)

- 1 阿部 司、妹尾洋之 「家族再統合における保護者支援の実際 ～保護者グループ「ゆったり」の実践を通して～」 「紀要 Vol. 8 (2007) 神奈川県総合療育相談センター神奈川県児童相談所」 53-65
- 2 加藤芳明、福間徹 「児童相談所における家族支援プログラム」 「母子保健情報」 第50号 恩師財団母子愛育会 (2005) 151-154
- 3 「神奈川県虐待防止対策班 親指導チーム 再統合に向けた評価の取り組み」 平成13年度厚生科学研究(子ども家庭総合研究事業) 報告書 「被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究」 主任研究者 庄司順一 95-119
- 4 下地初美、市村幸知、佐久間てる美 「ほめる機会を増やすためのペアレントトレーニング 一時保護所におけるより良い行動のためのチャートの実践より」 「紀要 Vol. 8 (2007) 神奈川県総合療育相談センター神奈川県児童相談所」 37-44
- 5 「子ども虐待への家族支援」 神奈川県児童相談所 (2006)
- 6 杉山尚子、荒木田敬一 「家族の再構築に向けた親子支援について ～「支援プラン」を提示して親と協同する取り組み」 「紀要 Vol. 8 (2007) 神奈川県総合療育相談センター神奈川県児童相談所」 12-18
- 7 鈴木浩之 「虐待を受け止め難い保護者に対する指導・支援モデル—対立関係の外在化とチェックリストを使ったアプローチー」 (2005) 「社会福祉学」 46-2 112 - 124
- 8 鈴木浩之 「子ども虐待への保護者参加型支援モデルの構築を目指して—児童相談所における家族再統合についての取り組み」 (2007) 「社会福祉学」 48-3 79- 93
- 9 武井淳子、市村幸知 「紀要 Vol. 5 (2004) 神奈川県総合療育相談センター神奈川県児童相談所」 相州メンタルクリニック中町診療所 「親と乳幼児の相談室」 研修報告 : 68-78
- 10 武井淳子、市村幸知 「紀要 Vol. 6 (2005) 神奈川県総合療育相談センター神奈川県児童相談所「家族の再構築に向けた『親子支援プログラム』について」 : 32-55
- 11 鶴岡裕晃、伍賀亜希子、市村幸知、佐久間てる美、鈴木智子 「対立から信頼への転換 ～一時保護所の機能と保育力を支援に活かした事例について」 「紀要 Vol. 8 (2007) 神奈川県総合療育相談センター神奈川県児童相談所」 45-52

**児童虐待の援助における意思決定過程への当事者参画の意義と課題  
～ニュージーランドにおけるファミリーグループ・カンファレンス（以下、FGCと記す。家族・親族・友人ミーティング）を取り上げて～**

東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科  
林 浩康 h-hayashi@toyonet.toyo.ac.jp

### 1.一部の欧米・オセアニア諸国における動向

- ① 援助 支援（当事者意向を最大限尊重しながら）  
介入（援助者側の意図に基づき）  
強制的介入（当事者意向に反する）

- ・過程に応じて専門職主導といえる介入型援助と支援を統合的に活用
- ② 支援のなかでも最大限当事者意向を尊重した FGC の活用
- ③ 介入型援助の強化と、当事者権利を担保するシステムの保障。
- ④ 児童虐待においては、いずれの国々においても規定上遂行が義務付けられているソーシャルワーカーの役割（介入・強制的介入）があり、そうした業務に追われる中で、家族支援まで手が回らない状況にある。ワーカーは立場上、親と信頼関係を形成して実践を遂行することが困難な状況にある。子どもの安全保障役割に徹する傾向にある。

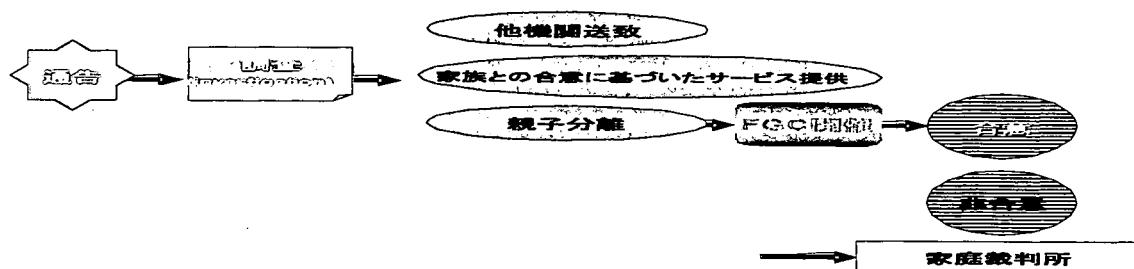
### 2.FGC とは？

- ① ファミリー・グループとは・・・基本的には、同居家族、3 親等に限らない親族を含む拡大家族、場合によっては親しい友人などを含むあらゆるインフォーマル関係にある人々。
- ② 家族・親族・友人・隣人関係（インフォーマル・ネットワーク）の潜在的力を活用し、家族がソーシャルワーカーをはじめとする専門職とともに、子どもが安全かつ十分に養育されるための必要事項を話し合う公式の会議。ニュージーランドは諸外国と異なり、FGC が 1989 年に改定された児童・家族法（Children, Young Persons and Their Families Act 1989）に詳細に規定されている。現在、欧米・オセアニア・アフリカ・アジアの一部の国々で普及している。
- ③ 家族の長所や潜在的力（ストレングス）に着目、参画することでの当事者の回復（エンパワメント）を図る

家族の意思決定への積極的関与に基づき、インフォーマル・ネットワークの再構築、親と子どもの支援体制の確保、および養育計画の作成を主たる目的としている。児童保護機関と協働して課題に取り組み、家族が意思決定に積極的に参画することで家族はエンパワされ、養育責任の自覚や養育課題への取り組み意欲を促すことができると考えられている。

### 3. 内容

- ① FGC 過程

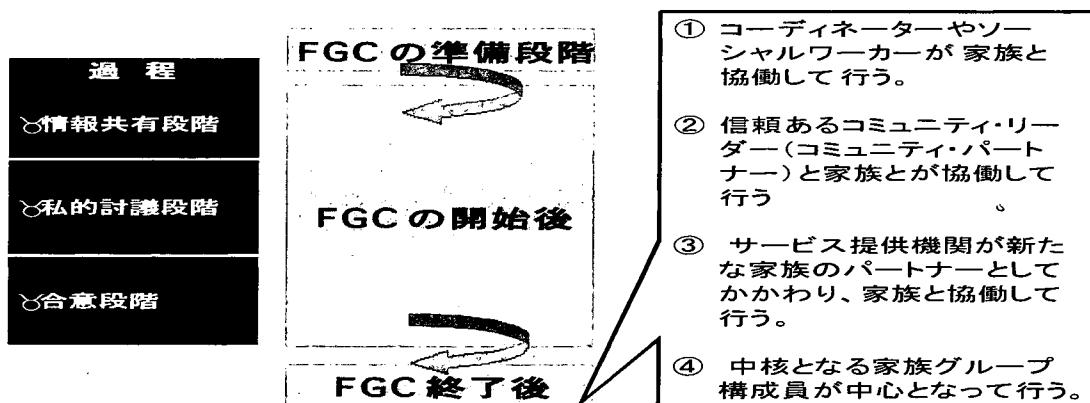


## ②コーディネーターの配置

- ・ 中立的立場で関与（親と機関、専門職間）
- ・ 招集の準備、当日の進行のみに関与
- ・ 必ず家族員と相談して日時開催場所を決定しなければならない。
- ・ 家族の作成した養育計画に対する拒否権が与えられている（これは諸外国により異なる。中立性という観点から、イギリスやアメリカでは、コーディネーターに拒否権が与えられていない。）。
- ・ 一定の家族・親族を排除する権限をもつ

## ③FGC 実施過程

過程	内 容
●情報共有段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自己紹介をする</li> <li>(2) コーディネーターによる FGC の目的や過程、出席者の権利等の説明</li> <li>(3) ソーシャルワーカーによるケース説明：子どもや家族に関する情報</li> <li>(4) その他の専門家（心理カウンセラー、弁護士、教員、医師、保健師、その他）によるこれまでの関わり状況の説明および各種専門分野に関する情報の提供</li> <li>(5) 懸念事項とストレングスの明確化</li> </ul>
●私的討議段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 家族のみで情報を共有、共通理解を促進</li> <li>(2) 家族の意思決定：例えば、今後の子どもの生活場所、目標、子どもと親が必要とする支援内容、親の子どもへのアクセス方法、養育計画実施に関するモニタリングやそのレビュー方法などを整理、検討する</li> <li>(3) 家族のみでの養育計画の決定：家族の要請がない限り、専門家はそのセッションには参加しない。あくまで最終決定は家族が行う。</li> </ul>
●合意段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) コーディネーターが、家族によって決定された養育計画を参加メンバーに提示する</li> <li>(2) 専門家からの養育計画案に対するコメントやアドバイスも参考にする</li> <li>(3) 最終的な養育計画案に対する合意をする</li> <li>(4) 合意が得られない場合には、再度 FGC が招集されるかあるいは家庭裁判所に送致される</li> <li>(5) ケースの遂行状況の見守り（モニタリング）、見直し（レビュー）の方法を検討する</li> <li>(6) 最終的に合意された計画、決定事項を整理し、参加者全員にそのコピーを配布する</li> </ul>



- ・ 合意後→養育計画の共有、モニタリング、レビュー・・・主としてソーシャルワーカーが関与（①）、国によって方法は多様。
- ・ FGC の再召集・・・7歳未満6ヶ月、7歳以上1年を限度に、親子分離がなされ、その限度を超えて家庭復帰が無理な場合、再度 FGC が開催され、子どもの永続的居住場所(permanent placement)が決定される。

## 4.FGC の要件

表 FGC に関する理念と要件

理念	要 件
1. 意思決定主体は家族である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 家族が FGC の実施に向けた場所や出席者の選定、開催時間の決定などの準備に関与すること。</li> <li>② 家族を中心とした親しい関係にある人々だけで話し合う時間が確保されていること。</li> <li>③ 手紙、テープ、ビデオ、電話などを活用することで、多様な参画の方が考慮されること。</li> <li>④ 出席家族員数は専門職数を上回っている。</li> <li>⑤ 両親の双方の親族が出席している。</li> <li>⑥ 専門職は情報を提供するが、具体的課題解決策は家族に示唆しない。</li> </ul>
2. 専門職と家族がより対等な関係に基づき、協働する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 親と対立関係がない、より中立的関与が可能なコーディネーターの確保。</li> <li>② 家族に会議に関するわかりやすい冊子を用意し、説明を行うことで、家族は開催意義を理解している。</li> <li>③ 実施場所や場の雰囲気作りに配慮されていること。</li> <li>④ 雰囲気作りのためのお茶や軽食が用意されること。</li> <li>⑤ 家族の意思決定の参画に向け、情報提供やその心理的準備がなされていること。</li> <li>⑥ 専門職、家族員全員の合意が必要であること。</li> <li>⑦ 家族とソーシャルワーカーが協働して、ケースレビュー やモニタリングを行うこと。</li> <li>⑧ 親や子どものためにサポーターやアドボケイトへの配慮がなされていること。</li> </ul>
3. 子どもの権利保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 子どもの参画を準備段階から考慮すること。</li> <li>② 子どものアドボケイトの配置。</li> <li>③ 子どもの安全を目的に一定の専門職に家族の作成した養育計画に対し、拒否権が与えられていること。</li> </ul>

## 5.導入背景

### (1) 文化的背景

#### ①制度的人種差別とその是正

先住民族マオリ族への対応はニュージーランドの歴史の中で、常に課題として存在してきた。人口の 15 %、里親委託の 45 %がマオリの子どもで構成・・・制度的人種差別の結果。文化帝国主義という批判。ソーシャルワークという名のもとでの制度的差別。

#### ②文化的ストレンジスの活用

### (2) 実践的背景

#### ①権利としての参画・・・「家族の意思決定への参画は決して専門家の行う実践のオーブションやツールとしてではなく、それは人間としての権利である」「専門職に独占された権限への挑戦」「専門職によって独占された意思決定過程に家族が適応を強いられる」「従来家族や地域共同体が所有していた権限をそれから遠く離れた存在である機関職員が、専門家として行使することが社会的に行われてきた」

#### ②当事者の潜在力の活用・・・「協働」「パートナーシップ」「参画」「エンパワメント」「ストレンジス」

### (3) 政策的影響

#### ・新自由主義思想の影響

コスト削減策としての FGC の意義・・・とくに親族里親の増加、裁判所費用の削減

表 F G C 導入背景

背景	理念	目的
文化的側面	多文化主義	養育環境の継続性→インフォーマル資源の活用
実践的側面	当事者主義	当事者のストレングス活用→当事者のエンパワメント
政策的側面	新自由主義 共同体主義	コスト削減、自己選択・責任の強調、家族・地域の自立 →インフォーマル資源の活用

## 6.評価

- ①家族の思い・・・「恥（ステイグマ）と無力感から、誇りと有用感に」=自尊感  
情の回復
- ②家族の社会化=家族内虐待事実の開示→家族システムの変化→家族が子どもの養育に向  
けた知識とネットワークを活用することによる再虐待の予防効果、家族内秘密の公開、  
家族の民主化
- ③どんなケースが FGC に適しているか、どんなケースが適していないかという問について
  - ・ F G C が必要なケースと、開催が容易なケースとは分けて考える必要がある。
  - ・ あらゆるケースに活用できる。ニュージーランドでは、親子分離ケースという比較的  
深刻なケースにおいて活用されている。在宅ケースにおいても活用されている国もある。
  - ・ 「課題」と「家族」が存在すれば、FGC は活用できるという考え方。
- ④より適切な意思決定過程
- ⑤親族里親の増加
- CP.我が国における親族里親制度
- ⑥専門職役割の再編成
  - ・ 意思決定を支援
  - ・ 家族、親族、地域の人、文化ストレングスを活かす・・・家族との協働
- ⑦ジェンダーからの評価
  - ・ 養育役割・・・母親に焦点化→多様なインフォーマル資源の動員
  - ・ 父方親族の関与
  - ・ 男性出席者の増加
- ⑧子どもの参画の促進

### ・子どもの意向の尊重

ニュージーランドの児童保護機関で見学した FGCにおいての体験から一出席していた男児中  
学生(14歳)の出席について、FGCに出席していたその男児の祖母から、FGCへの出席は孫に  
悪影響を与える、孫の出席は不適切であったという内容のファックスを FGC終了後、コーディネー  
ターに送られてきた。それに対しコーディネーターは以下のような内容の手紙を祖母に送付した。

「私は本日あなたからファックスを受け取り、先日のFGCで明らかとなった情報が孫に  
与える衝撃についてあなたが心配していることを理解しました。  
彼自身や彼の姉妹に関する意思決定にかかわることは、彼の年齢から考えれば当然  
のことです。彼はFGCに出席したいと曾々いました。私はFGC開催前に彼を含めて  
母親や父親と彼の出席について話し合いました。  
FGCで彼が新たに知った情報は何もありませんでした。……彼が精神医学の観点か  
ら母親の病気を理解することは有益であるし、そうすることは彼らが自らの状況を理解  
することを促すでしょう。  
彼はFGCで決定された内容を知り、なぜ母親と暮らさないのかを理解する必要があります。  
彼が出席せず、説明を受けるだけでは不十分です。彼も家族とともにかかわる  
必要があります。  
FGCの後、何らの支援もせず彼と母親を放置することはなかったです。彼らは十分  
にケアされていました。……」

FGCで明らかとなった内容は孫自身が既に理解していた内容であり、孫には話し合われた内容を知る権利があり、そうすることが自らの状況を理解することとなるという趣旨のコーディネーターによる回答から、子どもの出席に関する基本的考え方を理解できる。子どものアイデンティティ形成にとってこうした過程にかかわることは重要であり、子どもの権利保障の観点からも、自らの今後について考える場に参画することは当然のことではないだろうか。

#### ⑨子どもの安全と一貫した主たる養育者との継続した関係（パーマネンシー）の促進

⑩財政的効果・・・FGC開催に要する費用（家族の旅費・宿泊費・専門職員雇用・研修など）と、FGC開催による財政的効果（裁判所送致ケースの減少に伴う社会的コストの減少や、親族のもとでケアされるケースの増加に伴う里親手当の減少など）とほぼ同額と評価している。

### 7.課題

#### ①孤立化して親族関与を拒否し、親族も関与を拒否するケース

- ・多くの拡大家族は自分たちのFGCへの出席が、子どもの利益に貢献できると確信すれば、自分たちのお金や時間をFGCのために支出することをいとわないという報告もある。
- ・「あの家族にはかかわりたくない」→「子どもには罪がないし、子どものために何かできることがあれば」、「あの親族にはかかわってほしくない」→「仕方ないから、あの親族にも頼ろうか」への語りの変化を促すアプローチ

#### ②時間的余裕のなさ

「多くのワーカーが指摘した最も大きな障害は時間的制約である。親族を捜すのに時間を要する。ときに両親さえみつからないことがある」

#### ③情報保護に関する課題

「あの親族には言わないでくれ」→「・・・・言ってもいいは」  
→①～③への対応におけるコーディネーターや親や子どもの代弁者や弁護者（アドボケイター）の存在意義は大きい。

#### ④経済的課題（交通費、軽食費、会場の貸与）

#### ⑤親族里親の適用条件の緩和

## 付録

- 1 ニュージーランドにおけるF G Cの発展
- 2 F G Cの背景資料：案内書
- 3 英国におけるF G Cの脈絡
- 4 F G Cの過程
- 5 F G Cのモデル
- 6 F G Cの核となる要素
- 7 役割と責任
- 8 履行
- 9 研究とF G C
- 10 F G Cを実践に移す
- 11 会議へ情報提供すること
- 12 家族へ情報提供する時に考慮する問題
- 13 事例研究 3
- 14 委託用紙
- 15 家族計画の例
- 16 事例研究 2
- 17 事例研究 3
- 18 予期せぬ出来事
- 19 評価用紙

## 付録 1：ニュージーランドにおける F G C 開発・発展

### 背景

ファミリー・グループ・カンファレンスは、ニュージーランドで開発され、その起源はマオリ人の文化に根差し、社会福祉の領域で実践的に展開されてきている。1980年代、サービス利用者中心の意思決定、専門職とサービス利用者とのパートナーシップの増進および、親族を基盤にしたケアの重要性がマオリの子どもに関する社会福祉上の意思決定の方法に対するマオリの人々が抱いていた懸念と合致した。特に以下の事項を彼らは強調した：

- 国によるケアに依存するマオリの子どもの数が非常に多いこと
- ソーシャルワーカーのケース業務において、マオリの子どもが顕著となっていること
- マオリの子どもの措置先が白人ヨーロッパ系家族にほぼ限定されていること
- マオリ系のソーシャルワーカーが不足していること
- 国家ケアにある子どもに対する劣悪な処遇問題に対する訴訟が生起していること

社会福祉局の統括長はマオリ諮問団体に対し、社会福祉サービスに関して報告するよう要請した。その報告（社会福祉局、1988）では、前述で挙げられた諸問題が確認された。文化的に繊細な配慮がなされたサービスの必要性が明らかにされ、かつ親の責任とパートナーシップの原則に立ったサービスである。

これらの原則は、1989年の子ども、青少年及びその家族に関する法（The Children, Young Persons and Their Families Act）の規定に盛り込まれるのである。

新規定機構の中心は、子どもや青少年に対する保護とケアのために、その家族をエンパワーする責務を担うファミリー・グループ・カンファレンスの概念にあった。（Wilcox, et al, 1991）。

1989年の子ども・青少年及びその家族に関する法（The Children, Young Persons and Their Families Act）の目的とは：

子ども、青少年及びその家族のウェルビーイングを促進するためには以下の事項を実現することである：

- 子どもとその家族のウェルビーイングを促進するためのサービスを確立すること
- 傷害、劣悪処遇、虐待、ネグレクト、剥奪から子どもや青少年を守るための保護を提供すること
- 子どもや青少年、その家族や親族の利益のためのサービスを提供している援助組織機関間の協働を奨励し、かつ促進すること

本法に関する一般的な原則とは：

- 可能な限り子どもあるいは青少年の家族は、子どもあるいは青少年に影響を与える意思決定には参画すべきである
- 子どもあるいは青少年とその家族との間の関係性は、維持され、かつストレングス（強化）されるべきである
- 子どもあるいは青少年に影響する決定が、子どもの福祉と家族の安定性にどのような影響を与えるかを十分に考慮すること
- 子ども／青少年の年齢、成熟度、文化と矛盾しないように、彼らが持っている希望を十分に考慮すること
- 子どもに影響を与える決定は、子どもあるいは青少年の時間的感覚に合致した時間枠組みの範囲で作成および実施されるべきである
- 子どもあるいは青少年の福祉が原則あるいは利益の衝突につながるときの決定要因となるべきである
- そうした子どもあるいは青少年は、傷害から保護され、その権利を保障され、福祉を促進されなければならない
- 子どもが家族と共に生活できず、どこか別の場所で生活する必要がある場合には、実質的であれば、幅広く親族あるいは同じ人種的、民族的あるいは文化的背景を持っている人が優先されるべきである。